

櫻島労働組合の組織ニ着目し各社に之を委託すハハ、櫻島労働組合の組織に
 於て労働者ニシテ之に對し之を指導し之を監督するハハ、櫻島労働組合の組織に
 對して其の責任を負ふハハ、櫻島労働組合の組織に對して其の責任を負ふハハ、櫻島労働組合の組織に

(櫻島労働組合の組織) (櫻島労働組合の組織)

櫻島労働組合の組織ニ着目し各社に之を委託すハハ、櫻島労働組合の組織に
 於て労働者ニシテ之に對し之を指導し之を監督するハハ、櫻島労働組合の組織に
 對して其の責任を負ふハハ、櫻島労働組合の組織に對して其の責任を負ふハハ、櫻島労働組合の組織に

櫻島労働組合の組織ニ着目し各社に之を委託すハハ、櫻島労働組合の組織に
 於て労働者ニシテ之に對し之を指導し之を監督するハハ、櫻島労働組合の組織に
 對して其の責任を負ふハハ、櫻島労働組合の組織に對して其の責任を負ふハハ、櫻島労働組合の組織に

二日用品廉賣所ヲ建築加工シ工事ノ夢成近キニアラントス。第三項ヨリ第七項ニ
 至ル五件ニ關スル會議ノ詳細ハ別紙添付ノ鐵華臨時號第十回非濟會評議季專會々
 議錄ニ詳シ。其後職工側委員ヨリ再三第七項ノ制定發表ヲ促シツ、アリタリ。抑
 モ櫻島工場非濟會ハ職工側金總額ト同額ヲ會社ヨリ精給シ職工ノ罹災死傷疾痴失
 業共濟保險ノ制度ニ類スル施設ナルガ會社ヨリ支給スル解雇手當ニ至ツテハ職工
 ノ勤績年數並ニ功勞等ヲ參酌シ之ニ報ユベキモノニシテ會社ノ營業成績ノ如何ニ
 ヲリ自ラ差等アルヲ預レズ從ツテ之ヲ規程トシテ發表セントセバ如何ナル非濟時
 ニ於テモ會社ガ支給シ得ル所謂最少限度ノモノナラザルヲ得ズカクテハ評議員ノ
 期待ニ副フベシトモ思ハレザルノミナラズ反テ一般ノ誤解ヲ招クコトナキヲ保セ
 ズ、コレヲ以テ會社ハ專ラ審議中ナリシガ偶々五月廿四日附ヲ以テ評議員ハ其
 職責ニ堪エズトノ理由ニヨリ辭表ヲ提出セリ。五月廿七日午後五時櫻島町地蔵院
 ニ於テ造船労働組合、機械労働組合櫻島支部主催ノ職工大會ヲ開催集ルモノ約五
 百名。而シテ左ノ決議ヲ櫻島工場長ニ提出ス